

## 綾瀬市ひとり暮らし高齢者等のごみ戸別収集実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみを収集場所まで搬出することが困難な高齢者及び障害者(以下「高齢者等」という。)に対し、ごみ戸別収集事業を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象世帯)

第2条 ごみ戸別収集の対象世帯は、市内に住所を有し、かつ、次に掲げる者のみで構成されており、その心身の状況により、世帯員全員がごみを収集場所まで搬出することが困難な世帯とする。ただし、同一敷地内又はその近隣に親族等が居住し、協力によりごみの搬出が可能な場合は対象としない。

(1) 高齢者

介護保険法に規定する日常生活支援総合事業対象者又は要介護認定又は要支援認定を受けている65歳以上の者

(2) 障害者

次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳1級又は2級を所持している者

イ 療育手帳A1又はA2を所持している者

ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者

(3) その他

前各号に掲げる者のほか、特別な事情があり戸別収集が必要であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、オートロックが設置されている集合住宅に居住している世帯は対象としない。

(利用の申請)

第3条 ごみ戸別収集を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、綾瀬市ひとり暮らし高齢者等のごみ戸別収集利用申請書(第1号様式。以下「利用申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは内容を審査の上、利用の可否を決定し、綾瀬市ひとり暮らし高齢者等のごみ戸別収集決定通知書(第2号様式)により当該

利用申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、利用の可否の決定に必要な場合は、利用申請者の自宅訪問等の現況調査を実施することができる。

(収集体制等)

第5条 収集するごみ、収集日及び収集方法は別に定める。

- 2 収集場所は、利用者の玄関前とし、これによりがたいときは、住宅の構造、立地条件等を考慮して市と利用者とは協議し、あらかじめ収集場所を決定するものとする。

- 3 市長は、利用者がごみを一定期間以上排出していないなど、異変を感じた時には緊急連絡先、親族、その他の関係者に当該利用者に関する情報を提供することができる。

- 4 利用者は、ごみの収集場所を清潔に保つため、ごみが飛散しないよう手段を講じるものとする。

(収集の一時停止)

第6条 市長は、利用者からの申出又はその他の方法により、一時的に戸別収集が不要であることを確認した場合は、ごみ戸別収集を一時的に停止することができる。

(収集の廃止)

第7条 市長は、利用者からの申出又はその他の方法により、次の各号のいずれかに該当することを確認した場合は、ごみ戸別収集を廃止することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 分別方法を守らないなど、収集を継続することが著しく困難であると認められるとき。

- 2 市長は、ごみ戸別収集を廃止するときは、綾瀬市ひとり暮らし高齢者等のごみ戸別収集廃止通知書（第3号様式）により、利用者へ通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ごみ戸別収集の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

綾瀬市ひとり暮らし高齢者等のごみ戸別収集利用申請書

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

申請者（利用者）氏名 \_\_\_\_\_

（記名押印または自署）

次のとおり、ひとり暮らし高齢者等のごみ戸別収集の利用を申請します。

綾瀬市ひとり暮らし高齢者等のごみ戸別収集利用申請にあたり、綾瀬市の収集条件に同意します。また、利用決定事務に当たり、利用者及びその世帯員の状況について、住民基本台帳及び介護保険受給者管理台帳により確認することを承諾するとともに、必要時に面談及び訪問などの調査を実施することに同意します。

利用者	住 所	綾瀬市		電話	
	フリガナ 氏 名	(生年月日) 年 月 日	区分・等級等	要介護1・2・3・4・5	
				要支援1・2	身体1・2
				総合事業対象者	精神1
				療育A1・A2	その他
世帯員： 人（利用者を含む。利用者以外の世帯員がいる場合は次に記入。）					
世帯員氏名（続柄）：					
世帯員の状況：					
収集場所まで搬出ができない理由					
同一敷地内又はその近隣に居住する親族等の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(有の場合は、ごみの搬出に協力を得られない理由)	
ごみの戸別収集時の搬出場所					
緊急連絡先	住 所			電話	
	フリガナ 氏 名		続柄		
			備考		

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長

綾瀬市ひとり暮らし高齢者等のごみ戸別収集決定通知書

綾瀬市ひとり暮らし高齢者等のごみ戸別収集の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分		<input type="checkbox"/> 利用を承認する。  <input type="checkbox"/> 利用を承認しない。	
利用者	フリガナ 氏名		生 年 月 日  年 月 日
	住所	綾瀬市	
利用承認しない場合の理由			
利用の条件 や期間等			

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長

綾瀬市ひとり暮らし高齢者等のごみ戸別収集廃止通知書

綾瀬市ひとり暮らし高齢者等のごみ戸別収集の利用について、次のとおり廃止しますので通知します。

利用者	フリガナ 氏名		生 年 月 日
	住 所	綾瀬市	年 月 日
廃止理由			
廃止日			